

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第5号

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第6条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）</p> <p>第3条の2 第6条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り）</p> <p>第7条 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間は、1週間につき29時間の範囲内とする。</p> <p>2 前項に規定する非常勤職員の勤務時間の割振りは、所属長の定めるところによる。</p>	<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第6条までに定めるもののほか、職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）を除く。以下同じ。</u>）の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）</p> <p>第3条の2 第6条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（<u>第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振り</u>）</p> <p>第7条 <u>第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りについては、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して、所属長が別に定めることができる。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。